



★ 釧路市 企業立地 ガイド



釧路市の概要

① 人口・面積

人口	154,991人(2024年9月末現在)
面積	1,363.29km ² ※道内3位・国内7位

② 立地の優位性

ひがし北海道の拠点都市

ひがし北海道の中核・拠点として社会、経済、文化の中心都市。

陸海空の豊富な物流網

重要港湾釧路港や釧路空港、高速道路などの**高い物流機能**。

再生可能エネルギー

秋から冬にかけて晴天が多く、全国的にも**長い年間日照時間**。

政府機関・金融機関の集積

税関、入管、法務局等の政府機関や主要金融機関が多数集積。

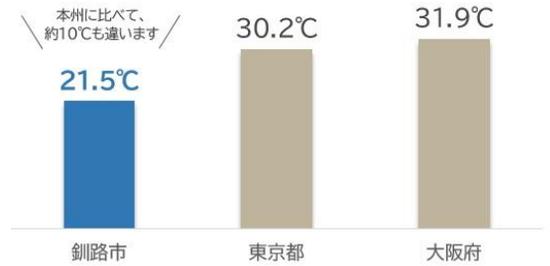
夏冷涼・冬少雪な気候

7～9月の日最高平均気温は21.5℃。**夏は冷涼、冬は少雪**で年中快適。

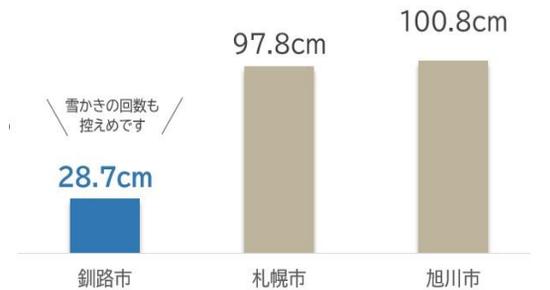
東京からのアクセス良好

羽田空港から**釧路空港まで1時間45分・6往復/日**でアクセス良好。

7～9月の日最高平均気温(2014～2023年)



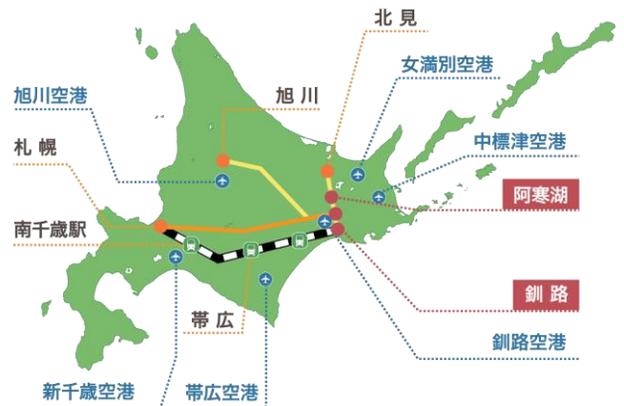
12～3月の月平均合計降雪量(2021～2023年)



出典)気象庁ホームページ



③ 交通アクセス



●道内でのアクセス

鉄道 釧路—札幌 約4時間

飛行機 釧路—札幌 (丘珠・新千歳) 約45分

バス 釧路—札幌 約5時間35分

●道外からのアクセス

飛行機

釧路—東京 (羽田) 約1時間45分
 釧路—大阪 (関西・伊丹) 約2時間
 釧路—名古屋 (中部) 約1時間55分

釧路市の立地環境

① 地域の産業特性

地域で産出される農林水産資源

広大な酪農地帯を中心とした農業、日本有数の水揚げを誇る水産業、道内市1位の森林面積を誇る林業が盛んである。



紙・パルプ業の集積

国内大手の王子マテリアや関連企業が立地するなど、紙・パルプ業が集積している。



② 地域の産業資源

豊かな観光資源

2つの国立公園があるなど、豊かな観光資源を有している。



首都圏や道央圏とつながる物流網

釧路港や釧路空港、高速道路が整備されており、首都圏や道央圏とをつなぐ物流網がある。



食料品製造業の集積

国内有数の資源を誇る当市では、水産加工品、牛乳などの食料品製造業が集積している。



地域の特色を生かしたエネルギー資源

釧路港経由で天然ガスが安定して供給されている。国内唯一の坑内掘炭鉱も健在。



支援機関等の集積

工業技術センターやビジネスサポートセンターなど、産業支援機関が集積している。



夏冷涼な気候・長い日照時間

夏の最高気温の平均が21.5℃と冷涼であり、日照時間も約2,000時間と全国平均より長い。



釧路市の物流ネットワーク

海 釧路港

～国内外と結ばれる24時間フルオープンの物流基地～

- ・重要港湾・釧路港は、国内外の主要港と結ばれるひがし北海道の物流基地。
- ・北米に最も近い優位性を活かした輸出入が盛ん。
- ・CIQ体制(税関・出入口管理・検疫)が整備された国際物流港湾。
- ・ひがし北海道唯一の水深14m岸壁(西港区第4埠頭)で大型船も対応可能。
- ・2009年(平成21年)にはガントリークレーンを配備した国際コンテナターミナル完成。
- ・2011年(平成23年)に国際バルク戦略港湾(穀物)に選定され、2018年(平成30年)に施設が完成。

外航定期航路

	船種	便数
釜山～博多～金沢～釧路～苫小牧～石狩～秋田～釜山新港	コンテナ	週1便

内航定期航路

	船種	便数
釧路→日立→釧路	RORO	週7便
釧路→仙台→東京→大阪→東京→仙台→苫小牧→釧路	RORO	週3便
釧路→仙台→東京→名古屋→東京→仙台→苫小牧→釧路	RORO	週1便
釧路→東京→苫小牧→釧路	RORO	週1便
釧路→東京→苫小牧→釧路	RORO	週1便
京浜→十勝→釧路	コンテナ	週1便



陸

高速道路

～釧路⇔札幌が高速道路で直結～

- ・道央圏へ直通する高速道路が釧路市内まで到達。
- ・札幌・苫小牧港・帯広方面へのアクセスが向上。
- ・釧路市中心部(釧路西IC、釧路中央IC)まで高速道路が延伸された。



	JR	車
釧路—札幌	約4時間	約4時間
釧路—苫小牧	約4時間	約4時間



陸

JR新富士駅

～渋滞知らずの鉄道コンテナで本州・四国・九州へ～

- ・釧路(新富士駅)から貨物列車が毎日出発。
- ・工業団地からも近くて便利。
- ・釧路で生産された紙製品も鉄道コンテナを利用。

空

釧路空港

～降雪量の少なさと万全の霧対策による高い就航率～

- ・降雪量が少なく、釧路—羽田線においては雪で欠航になることはほとんどない。
 - ・高性能計器着陸システムにより濃霧の中でも安全な離着陸が可能。
- これにより高い就航率(2023年(令和5年)96.7%)を誇り、安定した輸送が維持されている。



●就航路線と所要時間

- ・釧路 — 東京 (羽田) 線
(JAL: 3往復、ANA: 1往復、AIRDO・ANA 共同運航便: 2往復 計6往復)
- ・釧路 — 新千歳線 (ANA: 3往復)
- ・釧路 — 丘珠線 (JAL: 4往復)
- ・釧路 — 関西線 (peach ※季節運航)
- ・釧路 — 伊丹線 (ANA ※季節運航)
- ・釧路 — 中部線 (JAL ※季節運航)



② 釧路益浦軽工業団地 <釧路地区>

～市内中心部に近く、高速道路ICに近い軽工業団地～

- ・高台に位置し、太平洋を見晴らす最高のロケーション！
- ・高速道路IC、市内中心部に近い！～釧路東ICまで約15分、市内中心部まで約15分

所在地	釧路市益浦3丁目
分譲主体	太平洋興発株式会社
面積	総面積：10.5ha 分譲中面積：1.5ha
アクセス	空港：釧路空港まで約 25 km 港湾：釧路西港まで約 12 km 道路：道東自動車道・釧路東ICまで約 8 km 鉄道：JR釧路駅まで約 5 km JR新富士駅(貨物取扱駅)まで約 8 km
主な立地企業	東光薬品工業株式会社(医薬品製造) 株式会社近海食品(水産加工食品製造) など



③ 布伏内工業団地 <阿寒地区>

～アクセス良好、高速道路ICに近い工業団地～

- ・空港が近い！～釧路空港まで20分
- ・高速道路ICに近い！～阿寒ICまで約15分

所在地	釧路市阿寒町布伏内
分譲主体	釧路市
面積	総面積：16.7ha 分譲中面積：1.5ha
アクセス	空港：釧路空港まで約 21 km 港湾：釧路西港まで約 35 km 道路：国道274号まで約 0.1 km 道東自動車道・阿寒ICまで約 13 km 鉄道：JR大楽毛駅まで約 28 km JR新富士駅(貨物取扱駅)まで約 35 km
主な立地企業	株式会社日本総合施設(廃ケーブル類のリサイクル)



④ 音別工業団地 (鉄南団地) <音別地区>

～充実した物流アクセスを持つ工業団地～

- ・国道38号に隣接～道南方面には市内中心部と比べて約1時間近い

所在地	釧路市音別町海光1丁目
分譲主体	釧路市
面積	総面積：3.9ha 分譲中面積：1.9ha
アクセス	空港：釧路空港まで約 34 km 港湾：釧路西港まで約 39 km 道路：国道38号まで約 0.1 km 道東自動車道・白糠ICまで約 35 km 鉄道：JR音別駅まで約 0.3 km JR新富士駅(貨物取扱駅)まで約 41 km
主な立地企業	株式会社大塚製薬工場(輸液製品製造) 大塚食品株式会社(飲料製造) など



産業支援機関・教育機関等

① 産業支援機関

釧路工業技術センター

釧路根室圏企業の技術向上を図り、地域産業の発展に寄与することを目的とした機関。地域企業の抱える技術的課題の解決に係る支援業務を担う。

釧路市水産加工振興センター



商品開発支援、検査・分析、加工機器の開放等により、水産物の高度利用と地場特産品の生産を促進を担う。

釧路高専地域共同テクノセンター



共同研究・技術相談等により、地域産業の振興や企業の新製品開発支援等を担う。

釧路市ビジネスサポートセンター k-Biz



販路開拓・拡大、情報発信・HP制作等、ビジネスに関連した相談業務等を担う。

- ・北海道立総合研究機構釧路水産試験場(サンマ等の資源管理に関する調査研究機関)
- ・国立研究開発法人水産研究・教育機構北海道区水産研究所(サケ・マスに関する研究機関)

② 教育機関

- ・北海道教育大学教育学部釧路校
(地域教育：在校生 約750人)
- ・釧路公立大学
(経済・経営：在校生 約1,300人)
- ・釧路工業高等専門学校
(機械・電気・情報：在校生 約750人)



		学科等
高等学校	8校	理数科、普通科、工業に関する学科、商業に関する学科
専修学校	6校	看護、こども環境、介護環境、理容、美容
工業高等専門学校	1校	創造工学、機械工学、電気工学、電子工学、建築、情報工学、専攻科(電子情報システム工学、建設生産システム工学)
短期大学	1校	生活科学、幼児教育
大学	2校	地域学校教育、地域・環境教育、学校加付システム開発、地域学校教育実践、経済
合計	18校	

③ 政府機関

- ・日本銀行釧路支店
- ・函館税関釧路税関支署
- ・札幌出入国在留管理局釧路港出張所
- ・釧路地方方法務局
- ・札幌国税局釧路税務署
- ・各省庁の出先機関(合同庁舎) など

④ 金融機関

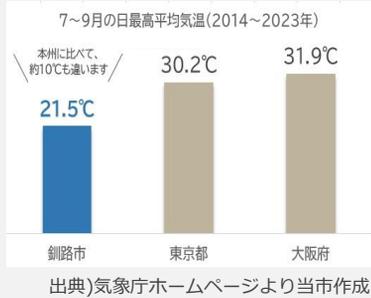
- 銀行：みずほ銀行、北海道銀行、北洋銀行、北陸銀行、ゆうちょ銀行、北海道労働金庫
- 信用金庫：釧路信用金庫、大地みらい信用金庫、北見信用金庫、網走信用金庫
- 信用組合：釧路信用組合
- 証券会社：野村証券、大和証券
- その他：日本政策投資銀行、日本政策金融公庫

生活環境

① 気候

涼しい夏

夏の最高平均気温が21.5℃。30℃を超えることはほとんどありません。



花粉ゼロ

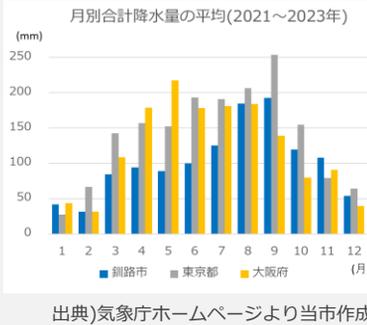
スギ・ヒノキが自生せず、花粉の飛散がないと言われています。

※シラカバ・ハンノキの花粉は5月頃に微量ながら飛散しています。



快適な気候

梅雨や台風の影響が少ない、快適で過ごしやすい気候です。



雪の少ない冬

冬は道内の他地域と比較しても雪が少なく、晴れの日が多い地域です。



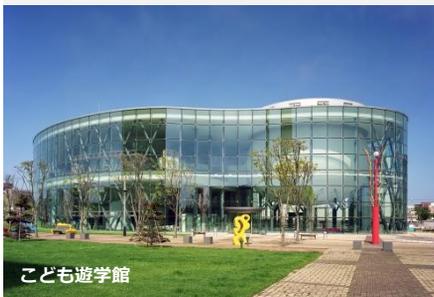
② 医療施設

- ・ 病院 施設数 17
(うち地域医療支援病院2)
- ・ 診療所 施設数 61
- ・ 歯科診療所 施設数 79



③ 文化・レジャー施設

図書館、博物館、動物園、釧路市子ども遊学館(科学館と児童館の機能を併せ持つ複合施設)、大規模運動公園、湿原展望台、湿原の風アリーナ釧路(スポーツ施設) など



④ 子育て環境

認可保育所9か所・幼稚園24園、認定こども園10園、子育て支援拠点センター5か所、児童館・児童センター21か所、小学校25校、中学校15校、義務教育学校2校 など

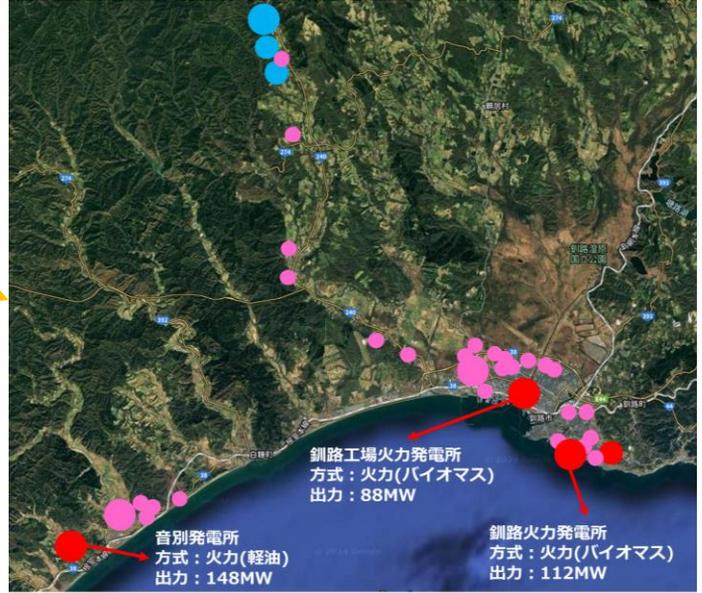
エネルギー

① 発電施設



- 火力発電所(バイオマス含む)
- 太陽光発電所(1,000kw以上)
- 水力発電所

火力発電所(バイオマス)に加え、太陽光発電所、水力発電所がある。

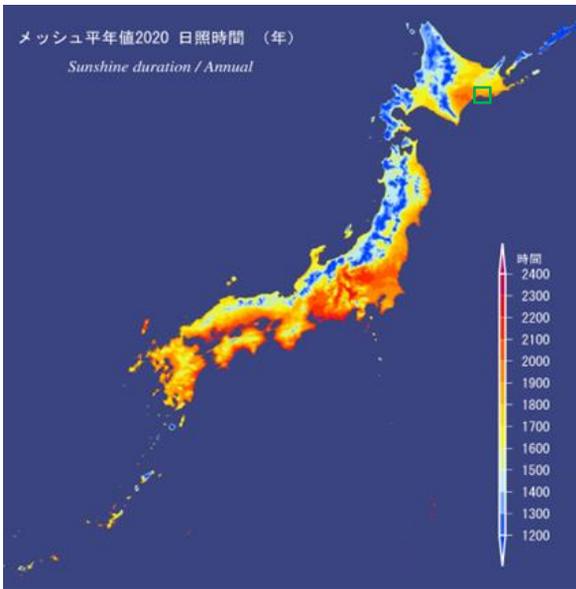


出典) 経済産業省エネルギー庁「再生可能エネルギー電子申請サイト」
(2024年8月31日時点)をもとに当室作成
引用元)Google社「Googleマップ」

② 太陽エネルギー

● 日照時間 (メッシュ年平均値2020)

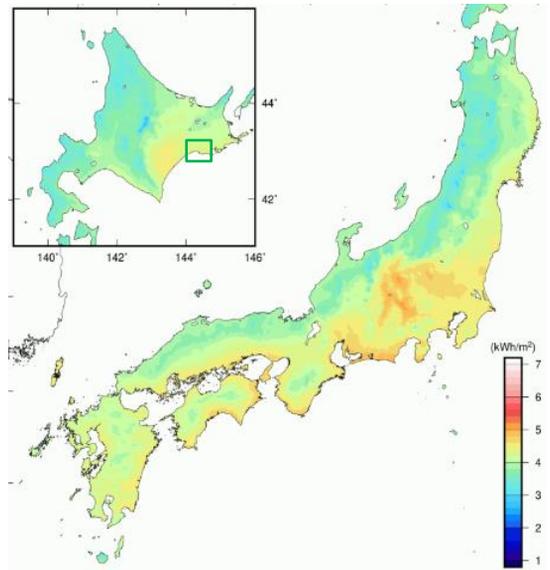
釧路地域は全国的に日照時間が長く、特に冬～春にかけては晴天が多くなっている。



出典)気象庁ホームページ

● 最適傾斜角日射量 (年平均)

最適傾斜角日射量(日射量が最大となる傾斜角による日射量を計算した数値)が北海道内でも上位となる。



出典)NEDO「全国日射量マップ」

● 日照時間 (平年値1991～2020)

日照時間は全国平均を上回っており、札幌市や沖縄県と比べても約200時間ほど日照時間が長くなっている。
特に冬から秋にかけて長くなる傾向があり、北海道内他都市と比較し積雪も少なく発電効率は高くなっている。

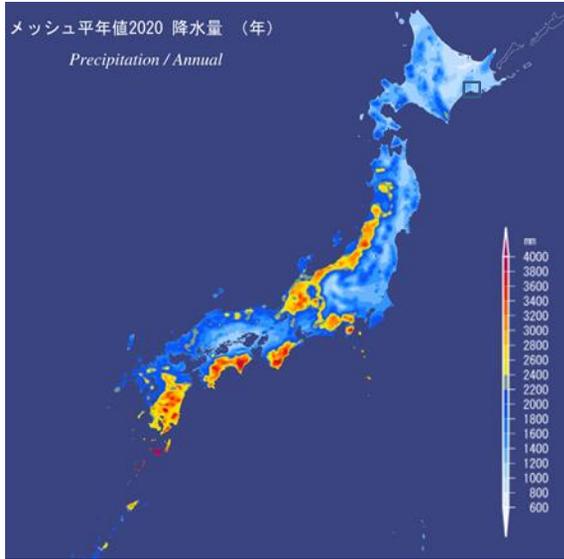


出典)気象庁ホームページ

リスク分散

① 年間降水量 (2020年)

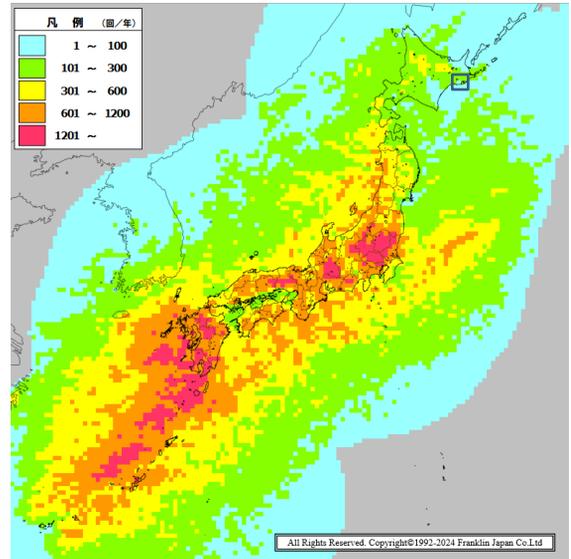
梅雨や台風の影響が少ないため、降水量が全国と比較して少なく、大雨や洪水等による洪水の被害が少ないといえる。



出典)気象庁ホームページ

② 落雷頻度 (2014年～2023年)

落雷頻度は年間1～100回(10年間の平均)と全国でもトップクラスであり、落雷によって電気系統に及ぼす被害が少ないといえる。



出典)フランクリン・ジャパンホームページ

人材・労働力

圏域人口

釧路市周辺の町村を合わせた「**釧路管内**」の人口は約**22.3万人**、**生産年齢人口は12.2万人**であり、働き手も多く人材確保が比較的しやすい。

R2年度 国勢調査	人口 (人)				世帯数
	総数	男	女	生産年齢人口	
釧路市	165,077	77,506	87,571	90,595	80,349
釧路管内	222,613	104,959	117,654	121,902	106,114

地元就職率

釧路地域には多くの教育機関が集積し、優秀な人材の確保が可能。就職者数(高等学校)のうち**釧路市内に就職する割合は約61%**であり、採用環境は良好。

	学科等	2023年 卒業生	就職者数	就職者数		釧路市
				道内	道外	
高等学校	8校 理数科、普通科、工業に関する学科、商業に関する学科	1,256	343	336 (98.0%)	7 (2.0%)	209 (60.9%)
専修学校	6校 看護、こども環境、介護環境、理容、美容	163	163	149 (91.4%)	14 (8.6%)	109 (66.9%)
工業高等専門学校	1校 創造工学、機械工学、電気工学、電子工学、建築、情報工学 等					
短期大学	1校 生活科学、幼児教育	709	600	367 (61.2%)	233 (38.8%)	107 (17.8%)
大学	2校 地域学校教育、地域・環境教育、経済 等					
合計	18校	2,128	1,106	852 (77.0%)	254 (23.0%)	425 (38.4%)

釧路市の支援制度 (釧路市企業立地促進条例に基づく設備投資等の支援)

<助成金> (R7.4.1現在)

種類	対象業種	対象要件	補助金等の額	限度額	
設備投資資金助成	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業 ・ソフトウェア業 ・情報処理サービス業 ・データセンター ・コールセンター ・リサイクル産業施設 ・試験研究施設 ・植物工場 	新設 <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産(土地を除く)の取得価額：5,000万円以上 ・新たに雇用される者：10人以上 	固定資産(土地を除く)の取得価額の8/100相当額	2億円	
		増設 <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産(土地を除く)の取得価額：3,000万円以上 	固定資産(土地を除く)の取得価額の4/100相当額 (新たに雇用される者が5人以上の場合は8/100相当額)	1億円	
	阿寒音別地区のみ	新設 <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業 ・観光施設 ・特産品開発施設 ・教育文化施設 ・医療福祉施設 ・その他の施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産(土地を除く)の取得価額：5,000万円以上 ・新たに雇用される者：5人以上 	固定資産(土地を除く)の取得価額の8/100相当額	1,000万円
		増設 <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産(土地を除く)の取得価額：3,000万円以上 	固定資産(土地を除く)の取得価額の4/100相当額 (新たに雇用される者が5人以上の場合は8/100相当額)		
雇用助成	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業 ・リサイクル産業施設 ・植物工場 ・電気業(新エネルギー供給業を除く) ・ガス業 ・熱供給業 	新設 <ul style="list-style-type: none"> ・新たに雇用される者：5人以上 	新たに雇用される者1人につき20万円(特例の場合30万円)	3,000万円	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェア業 ・情報処理サービス業 ・データセンター ・コールセンター ・試験研究施設 	増設 <ul style="list-style-type: none"> ・取得した固定資産(土地を除く)の基準年度における評価額：3,000万円以上 ・新たに雇用される者：5人以上 			
		<ul style="list-style-type: none"> ・新たに雇用される者：5人以上 			
	新エネルギー供給業(太陽光をエネルギー源とするものを除く)【新設のみ】	<ul style="list-style-type: none"> ・取得した固定資産の取得価額：10億円以上 ・新たに雇用される者：1人以上 			
阿寒音別地区のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業 ・観光施設 ・その他の施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに雇用される者：20人以上 	新たに雇用される者1人につき10万円	2,000万円	
		<ul style="list-style-type: none"> ・製造業 ・ガス業 ・電気業 ・熱供給業 	<ul style="list-style-type: none"> ・工場立地法第6条第1項の規定による特定工場(敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上)の届出を要するもの 	緑化事業に要したと認められる経費の25/100相当額	1,000万円
土地取得助成	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業 ・ソフトウェア業 ・情報処理サービス業 ・データセンター ・コールセンター ・リサイクル産業施設 ・試験研究施設 ・植物工場 	市外からの進出の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・土地を取得し、3年以内に操業等を開始すること 	土地取得価額(事業場の用に直接供する部分の建築面積相当分)の25/100相当額	1億円	
		市外からの進出以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・土地を取得し、3年以内に操業等を開始すること ・雇用助成の対象要件を満たすこと 			
事業所賃借料助成	コールセンター	新設のみ <ul style="list-style-type: none"> ・新たに雇用される者：50人以上 	事業所賃借料の1/2相当額を3年間	年500万円	
	本社機能移転事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに雇用される者：30人以上 ・事務所又は事業所の面積：300㎡以上 ・市外から市内に本社機能を移転することを公表すること ・この条例に基づく他の助成の措置の対象とならないこと 	事業所賃借料の1/2相当額を1年間		
通信回線使用料助成	コールセンター	新設のみ <ul style="list-style-type: none"> ・新たに雇用される者：50人以上 	通信回線使用料の1/2相当額を3年間	年1,000万円	
特別援助	阿寒音別地区のみ	上記の全業種	<ul style="list-style-type: none"> ・出資又は融資のあつせん ・土地又は建物のあつせん ・市有普通財産の貸付け又は売却 ・労働力の確保 ・用水の確保 ・道路等周辺公共施設の計画的整備 ・その他必要な援助 		

<課税の免除>

- ・地域未来投資促進法：地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
- ・過疎法：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

種類	対象業種	対象要件		課税免除	対象資産
地域未来投資促進法関係	承認地域経済牽引事業(国による課税特例の確認を受けたもの)	固定資産(建物・構築物・その敷地の土地)の取得価額：1億円超(農林漁業関連業種(※1)は5,000万円超)			建物・構築物・その敷地の土地(※2)
過疎法関係	・製造業 ・旅館業	資本金の規模	固定資産(土地を除く)の取得価額	基準年度 100/100 2年目 75/100 3年目 50/100	建物・機械装置・その敷地の土地(※3)
		5,000万円以下	500万円以上		
	5,000万円超1億円以下	1,000万円以上【新設・増設のみ】			
	1億円超	2,000万円以上【新設・増設のみ】			
・農林水産物等販売業 ・情報サービス業等	5,000万円以下	500万円以上			
	5,000万円超	500万円以上【新設・増設のみ】			

- ※1 製造業のうち食品品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業及びゴム製品製造業並びに卸売業のうち各種商品卸売業、飲食料品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業及び家具・建具卸売業(地域未来投資促進法第26条に規定する総務省令による)
- ※2 取得後1年以内に当該土地を敷地とする建物又は構築物の着手があったもの
- ※3 2021(令和3)年4月1日以降に取得した土地で、取得後1年以内に当該土地を敷地とする建物の建設の着手があったもの

●「新設」「増設」「市外からの進出」とは

- 新設：次のいずれかの場合をいいます。
 - 市内に事業場を有していない者が、市内に新たに事業場を設置する場合
 - 市内に事業場を有する者が、異種の事業を行うため、新たに事業場を設置する場合
- 増設：次のいずれかの場合をいいます。
 - 市内に事業場を有する者が、同種の事業を拡大するため、当該事業場を拡張し又は新しい事業場を設置する場合
 - 市内に事業場を有する者が、生産能力を増加させる目的をもって、当該事業場に新たに設備を設置する場合
- 市外からの進出：市外に主たる事務所・事業所等を有する者が、市内に事業場を新設する場合をいいます。

●「新たに雇用される者」とは

- 「新たに雇用される者」は次の条件を満たす者をいいます。正規雇用以外でも、条件を満たす場合は「新たに雇用される者」となります。
 - 常時雇用される者：労働基準法に定める労働者名簿の調製を要する者(補助金交付申請時に労働者名簿と雇用者保険証の写しにより確認)
 - 釧路市の住民基本台帳に記録されている者
 - 次のいずれかに該当する者

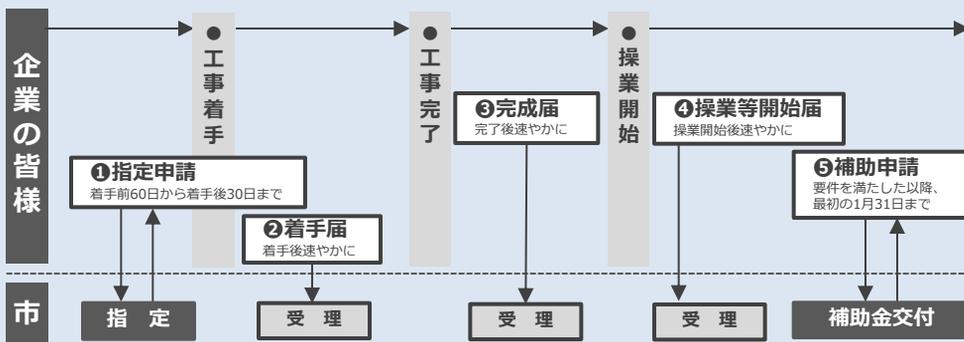
設備投資資金助成・雇用助成に係る事業場の新設(※1)	次のいずれかに該当する者で、引き続き1年を超えて雇用され、かつ補助金の交付申請時に雇用されている者 ・当該事業場の操業等開始の日に雇用されている者 ・当該事業場の操業等開始後3か月以内(コールセンターは9か月以内)に雇用される者
設備投資資金助成・雇用助成に係る事業場の増設(※2)	当該増設の着手日から、当該増設に係る操業等開始後3か月以内(コールセンターは9か月以内)に雇用される者で、引き続き1年を超えて雇用され、かつ補助金の交付申請時に雇用されている者
事業所賃借料助成・通信回線使用料助成に係るコールセンターの新設	次のいずれかに該当する者で、引き続き3か月を超えて雇用され、かつ補助金の申請時に雇用されている者 ・当該コールセンターの事業開始の日に雇用されている者 ・当該コールセンターの事業開始後9か月以内に雇用される者

- ※1 「市外からの進出」の場合は、操業等開始の日に雇用されている者、又は操業等開始後3年以内に雇用される者で、引き続き1年を超えて雇用され、かつ補助金の交付申請時に雇用されている者としてします。
- ※2 増設に伴って新たに雇用される者の人数を算定する場合、次のいずれかの人数が新たに雇用される者の人数を下回る場合は、これら

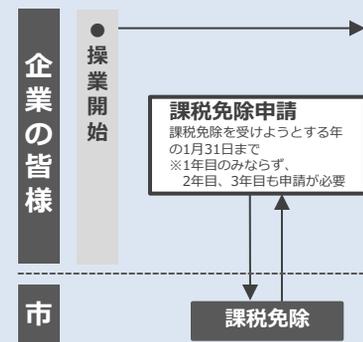
- ・補助金の交付申請時における市内の常用雇用者(引き続き1年を超えて雇用されている者)の人数から、当該増設に係る指定申請前3年間における決算期ごとの市内の常用雇用者の人数のうち最大のものを引いた人数
- ・当該増設の着手日から補助金の交付申請時までの間に市内で新たに雇用される常用雇用者の人数から、当該期間中に市内で退職・異動等により減少した人数を引いた人数

- 雇用助成における「特例」は、次のいずれかに該当する者をいいます。
 - 雇用前引き続き3年以上、釧路市の住民基本台帳に記録されている者
 - 釧路市の住民基本台帳に記録されていた者で、市内において義務教育以上の課程を修了し、進学又は就職のため本市を転出した者であって、雇用時に満30歳未満の者

●助成金申請の流れ



●課税免除申請の流れ



北海道の支援制度 (北海道産業振興条例に基づく支援)

<助成金> (R7.4.1現在)

※環境配慮型工場に該当する場合はそれぞれ1%加算

種類	対象業種・事業	対象地域	補助要件	区分	助成額※	限度額	通算限度額
類型1	<ul style="list-style-type: none"> 自動車関連製造業 宇宙・航空機関連製造業 高機能素材・複合材料関連製造業 半導体関連産業 	全道(札幌市除く) (植物工場は、工業団地と工場適地を対象とする)	<ul style="list-style-type: none"> 投資額5億円以上 雇用増20人以上 	新設	投資額の10%	15億円	20億円
				増設	投資額の5%	5億円	
				新設	投資額の10%	10億円	13億円
				増設	投資額の5%	3億円	
	<ul style="list-style-type: none"> 新エネルギー供給業 ※市町村支援の対象であること 	全道(札幌市除く) (植物工場は、工業団地と工場適地を対象とする)	<ul style="list-style-type: none"> 投資額10億円以上 雇用増1人以上 	新設	投資額の5%	1億円	1億5千万円
				増設	投資額の2.5%	5千万円	
	<ul style="list-style-type: none"> データセンター事業 (再生可能エネルギー活用型) 	全道(札幌市除く) (植物工場は、工業団地と工場適地を対象とする)	<ul style="list-style-type: none"> 投資額20億円以上 雇用増5人以上 	新設	投資額の10%	15億円	20億円
				増設	投資額の5%	5億円	
	<ul style="list-style-type: none"> 基盤技術産業 	全道(札幌市除く)	<ul style="list-style-type: none"> 投資額2,500万円以上 雇用増5人以上 	新設	投資額の10%	3億円	13億円
				増設	投資額の5%		
<ul style="list-style-type: none"> 本社機能移転事業 	設備投資	全道(札幌市を除く)	<ul style="list-style-type: none"> 投資額1億円以上 雇用増20人以上 	新設	投資額の10%	1億円	-
	賃借	全道	<ul style="list-style-type: none"> 投資額要件なし 雇用増20人以上 	新設	1年間の賃料1/2×3年間	1千万円/年	-
発展基盤施設分野	<ul style="list-style-type: none"> 自然科学研究所 ※成長産業分野に関連する業種に限る 	全道	<ul style="list-style-type: none"> 投資額10億円以上 研究員5人以上 	新設	投資額の10%	10億円	13億円
			<ul style="list-style-type: none"> 投資額5億円以上 研究員5人以上 	増設	投資額の5%	3億円	
<ul style="list-style-type: none"> 高度物流関連事業 ※成長産業分野に関連する事業に限る 	全道(札幌市を除く)	<ul style="list-style-type: none"> 投資額20億円以上 雇用増20人以上 	新設	投資額の10%	5億円	6.5億円	
			増設	投資額の5%	1.5億円		
類型2	<ul style="list-style-type: none"> 製造業 自然科学研究所 高度物流関連事業 データセンター事業 IT産業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業) コールセンター事業 植物工場 ※市町村が行う立地助成措置の対象であること	特別対策地域と地域未来投資促進法適用地域が重複する地域	<ul style="list-style-type: none"> 投資額2,500万円以上 雇用増3人以上 	新設	投資額の8%	1億円	3億円
				増設	投資額の4%		
		工業団地 (製造業又は植物工場に限る)	<ul style="list-style-type: none"> 投資額5千万円以上 雇用増3人以上 	新設	投資額の8%	1億円	3億円
				増設	投資額の4%		

地域未来投資促進法に基づく基本計画

釧路市・白糠町は、地域未来投資促進法に基づく基本計画を策定し、国の同意を受けました。国の同意を受けたことで、事業者が、この基本計画を踏まえた「地域経済牽引事業計画」を策定し、北海道知事の承認を得ることで、国等の支援措置（国が示す補助金の活用、課税の特例、金融支援など）を、それぞれの要件を満たすことで受けることができるようになります。

釧路市・白糠町の基本計画の概要と支援措置

① 基本計画で設定している地域特性

- ① 釧路白糠地域の水産物・生乳等の特産物を活用した**食料品製造関連分野**
- ② 釧路白糠地域の「紙・パルプ産業」「機械・金属産業」等の集積を活用した**ものづくり関連分野**
- ③ 釧路白糠地域のIT産業の集積を活用した**IT関連産業分野**
- ④ 釧路白糠地域の石炭等のエネルギー資源を活用した**環境・エネルギー関連分野**
- ⑤ 釧路白糠地域の阿寒摩周国立公園等の観光資源を活用した**観光関連分野**
- ⑥ 釧路白糠地域の食料品製造業の集積を活用した**卸売・小売業関連分野**
- ⑦ 釧路白糠地域の釧路港等の交通インフラを活用した**物流関連分野**

② 国が示す主な支援措置

- ① 予算による支援措置（国が示す補助金の優先採択など）
- ② 税制による支援措置（課税の特例など）
- ③ 金融による支援措置（政府系金融機関による金融支援など）

市の固定資産税の課税免除が受けられる場合の一つに、この「国の確認」を受けた場合があります。（釧路市の優遇制度「課税免除」参照）

③ 各種支援措置を受けるには

「**地域経済牽引事業計画**」の承認及び「**各種支援措置の要件を満たす**」ことが必要です。

① 基本計画をふまえた「地域経済牽引事業計画」を事業者が策定し、北海道知事の承認を受ける。（申請書の提出先：北海道経済部産業振興局産業振興課立地支援グループ）

② ①の承認を受けた後、各支援措置の要件を満たすことが必要です。（※）

※各支援措置の内容により、申請手続きや設備等取得のタイミングが異なります。

詳細は各支援措置の要件をご覧ください。



最新情報

パンフレット発効後に更新していく情報については、下記ホームページなどでご確認ください。

助成制度等について

釧路市HP(企業立地に対する支援)



分譲地について

北海道工業団地ガイド(北海道HP)



よくあるQ&A

Q 釧路市を選ぶ理由は？

A 交通網が発達していることに加え、約15万人の人口を有しているため、人材確保がしやすいことも魅力の一つとなっています。

そのほか観光資源が豊富な点も魅力です。
釧路市の観光PR動画は右QRコードからご覧ください。



Q どのような用地がありますか？

A 本冊子(P6-7)に記載の工業団地があります。そのほかに用地を紹介できる場合もありますので、**産業推進室**までお問い合わせください。

Q どのような補助制度がありますか？

A 工場や設備の新・増設を行う企業を**助成金**や**課税免除**でバックアップする制度があります。本冊子(P12-15)をご覧ください。

【助成等概要(抜粋)】

設備投資資金助成	新設：最大2億円 増設：最大1億円
雇用助成	最大3,000万円
土地取得助成	最大1億円
課税免除	基準年度：100/100 2年目：75/100 3年目：50/100

各種様式等は右QRコードからダウンロードしてください。



Q 市役所内のどこの部署に相談したら良いのでしょうか？

A どのような相談でもまずは**産業推進室**へご相談ください。ワンストップサービスで企業の皆様を支援します。

企業立地に関するお問い合わせ先



釧路市 産業振興部 産業推進室

〒085-8505 北海道釧路市黒金町7丁目5番地

電話：0154-31-4550 FAX：0154-22-8972

E-mail：sa-sangyousuishin@city.kushiro.lg.jp

HP：釧路市HP > 産業・ビジネス・観光 > 産業・企業支援

